

苫小牧市障害福祉計画

平成 19 年 3 月

苫 小 牧 市

目 次

第1章 障害福祉計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨と法的根拠	1
2. 計画の期間.....	3
3. 計画の位置づけ.....	3
第2節 計画策定の背景	4
1. 障害者を取り巻く状況	4
2. 新たなサービスの体系	5
第3節 サービスの利用状況	8
1. 支援費サービスの利用状況	8
2. その他のサービスの利用状況	11
第2章 計画の基本的な考え方	12
第1節 基本理念.....	12
第2節 基本方針.....	13
第3節 平成23年度の数値目標	14
第3章 障害福祉サービス必要量の見込み	15
第1節 障害福祉サービス体系	15
第2節 訪問系サービス	17
第3節 日中活動系サービス	18
第4節 居住系サービス	22
第5節 地域生活支援事業	24
第4章 計画の推進.....	30

「障害」の表記方法について

障害の「害」の字に抵抗感や不快感を持つ人に対する配慮から、「障害」を「障がい」と表記する自治体が増えており、北海道においても平成18年2月から保健福祉部の範囲で、ひらがな表記を試行的に実施しています。

本市では、障害者計画の策定にあたり、障害者アンケートを実施するとともに、計画検討懇話会や障害者関係団体の意見もお聞きしました。

懇話会では、「ひらがな表記」という意見が示されアンケート結果では、「変更の必要がない」とする回答が6割以上に上り、障害者団体からは、「表記の変更よりも施策の充実を」、「ひらがな表記自体に抵抗がある」などの意見が出されました。

これらを踏まえ、本市としては、「障害」の表記方法については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり、漢字表記とすることとしました。

なお、今後とも、国や道の動向に注視しながら、社会情勢や障害のある人の考え方の変化の状況などを捉えて、適切に対応していきます。

第 1 章 障害福祉計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨と法的根拠

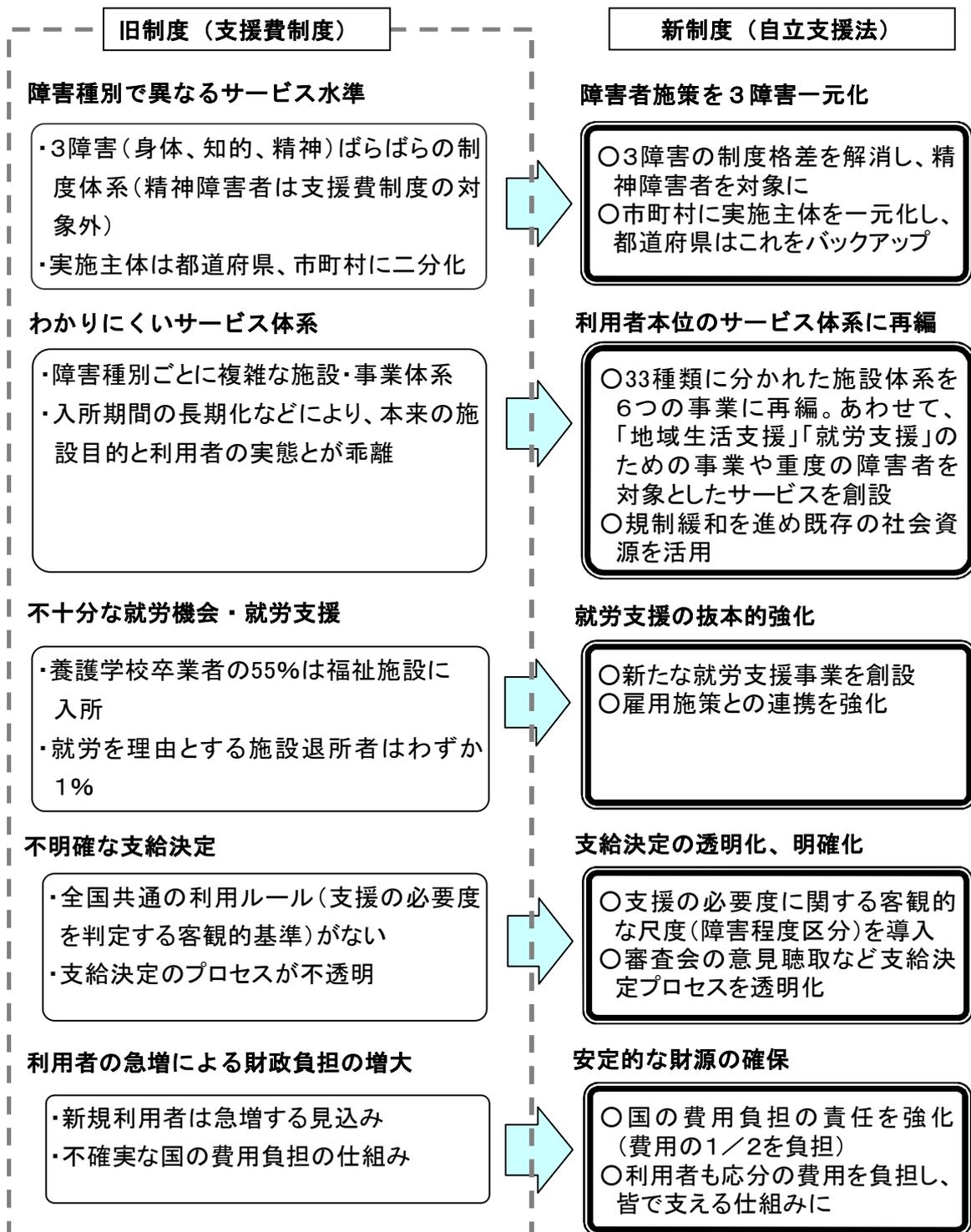
本市では、平成8年度に「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」を基本理念とした「苫小牧市障害者福祉計画」を策定し、すべての市民が自らの意思や主体性のもとに自立した生活が送れるよう障害者施策を進めてきました。

平成15年に支援費制度が導入され、行政が障害福祉サービスを決定する仕組み（措置制度）から、利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する仕組みへ替わり、障害者の地域生活を支える社会的な環境整備が前進しました。しかし、その一方で、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などの問題が顕在化するとともに、制度運営の将来にわたる持続可能性が懸念される状況が生まれてきました。

こうした状況を受けて、支援費制度をはじめとする障害福祉施策のあり方そのものの見直しを行い、平成17年に、障害福祉サービスの「一元化」や障害者がより「働ける社会」づくりなどを柱に据えた「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月に施行されました。平成18年10月1日からは「障害者自立支援法」に基づく新たな事業体系に移行しました。

本計画は、障害者自立支援法第88条に策定が位置づけられた計画として、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障害者の就労支援の強化等に関する計画的な取組みについて明らかにするために策定するものです。

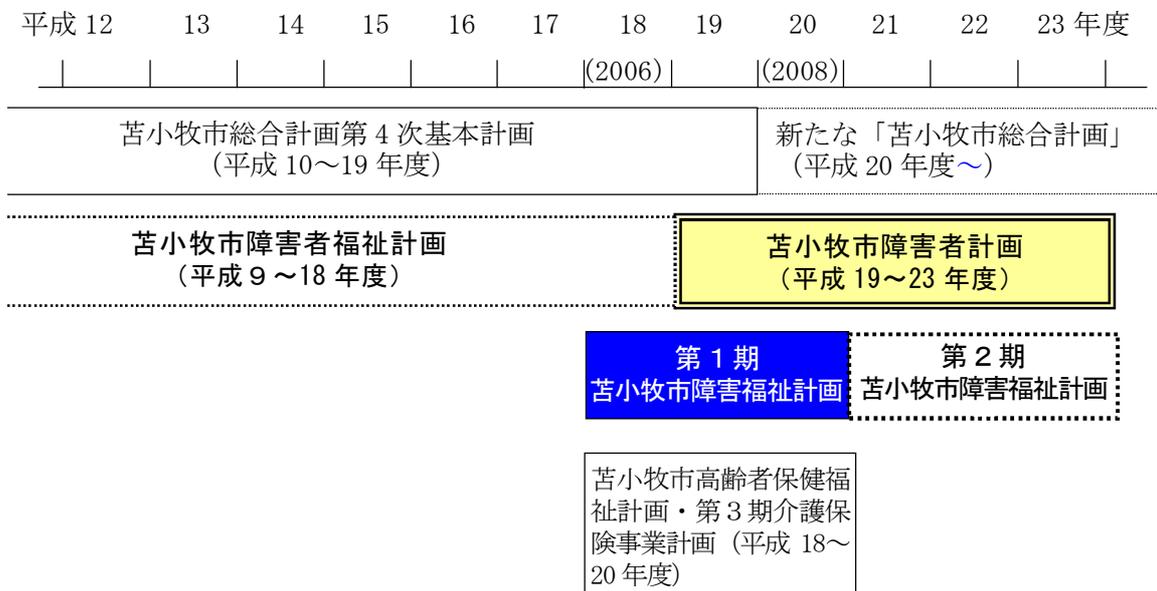
障害者自立支援法による主なねらい



2. 計画の期間

本計画の計画期間は平成18年度から平成20年度の3か年です。平成20年度末までに必要な見直しを行い第2期計画を策定します。

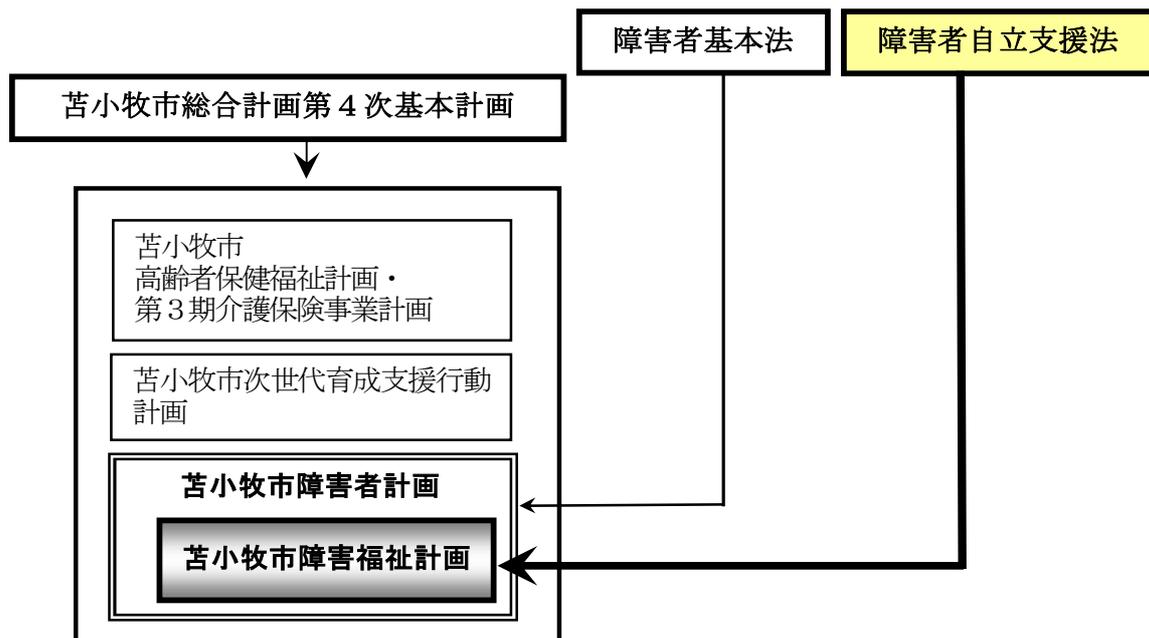
計画の期間



3. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づき、平成18年度に併せて策定する「苦小牧市障害者計画」で定める施策・事業のうち、生活を支援するサービス、就労を支援するサービスの「実施計画」として策定します。

上位・関連計画等



第2節 計画策定の背景

1. 障害者を取り巻く状況

(1) 障害者数の増加・障害の重度化

全国の障害者数は、身体障害者が約352万人（厚生労働省、平成13年「身体障害児・者実態調査」等）、知的障害者が約46万人（厚生労働省、平成12年「知的障害児（者）基礎調査」等）、精神障害者が約258万人（厚生労働省、平成14年「患者調査」）と推定されています。それぞれ前回調査と比較すると、身体障害者数は約60万人（平成8年：約293万人）、知的障害者数は5万人（平成7年：約41万人）、精神障害者数は54万人（平成11年：約204万人）増加しています。

今後も、高齢化などによる障害者数の増加、障害の重度化が見込まれ、これまで以上に障害者施策の充実が求められています。

(2) 障害者の自立意識の強まり

障害者が社会的に保護される立場から、“チャレンジド”として積極的な生き方を求める傾向が一層強まり、社会の対等な構成員として人権を尊重されるとともに、自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会づくりが求められています。その一方で、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていないなど、障害者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

(3) ノーマライゼーション理念の浸透

ノーマライゼーションの理念に賛同する声が多数を占めるようになっていますが、日中、障害者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいいがたい現状です。その結果、障害者に対する差別・偏見は市民社会に根強く残っています。

ノーマライゼーションの理念実現に向け、施設入所から日中活動系サービス、グループホーム・ケアホームなどの居住系サービスへの移行を進め、障害者自立支援法がめざす、障害者の地域生活への移行を促進することが求められています。

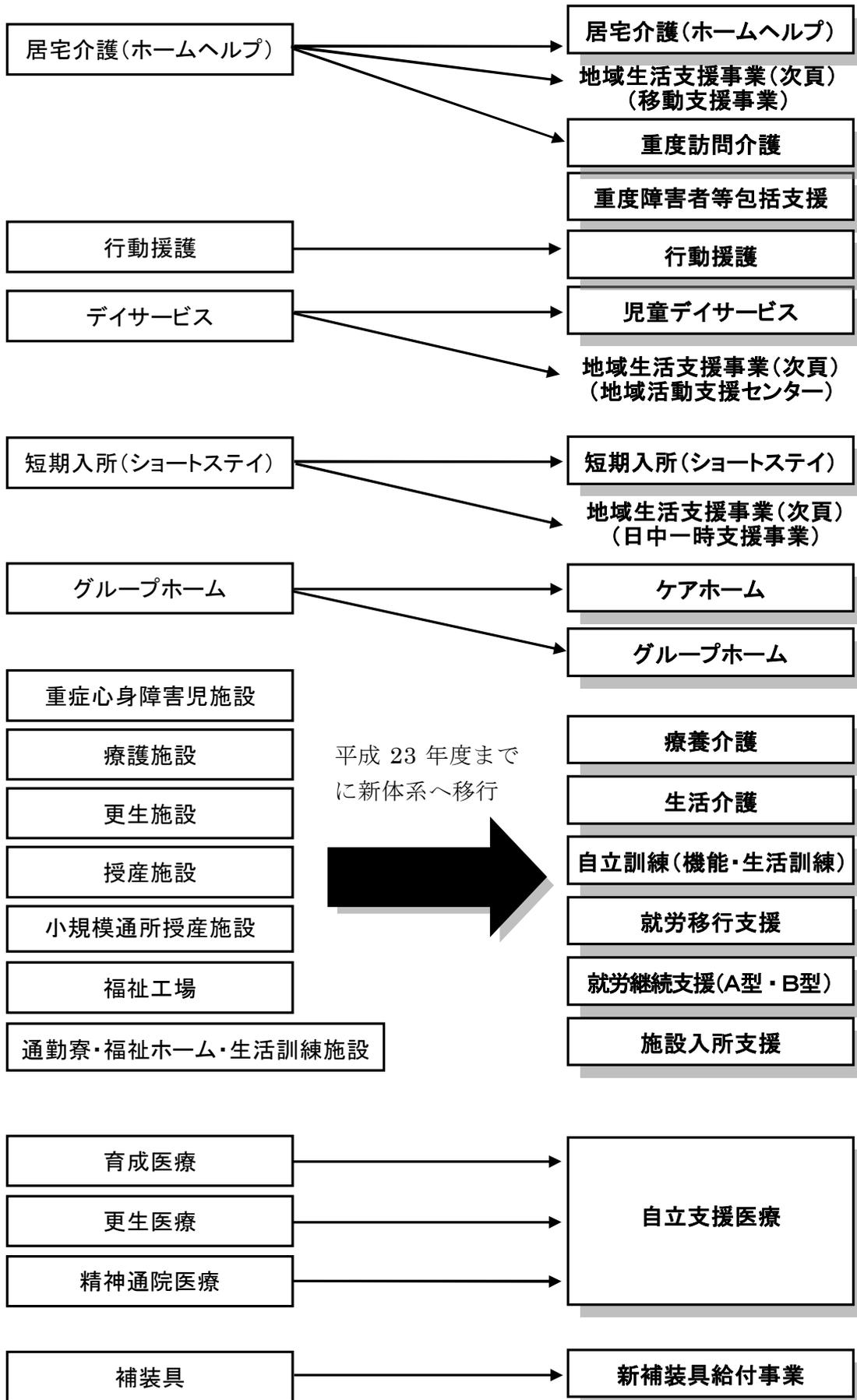
2. 新たなサービスの体系

障害種別で33種類に分かれていた障害福祉サービスは、障害者自立支援法により一体化されることになりました。新たなサービスの区分は以下のようになります。

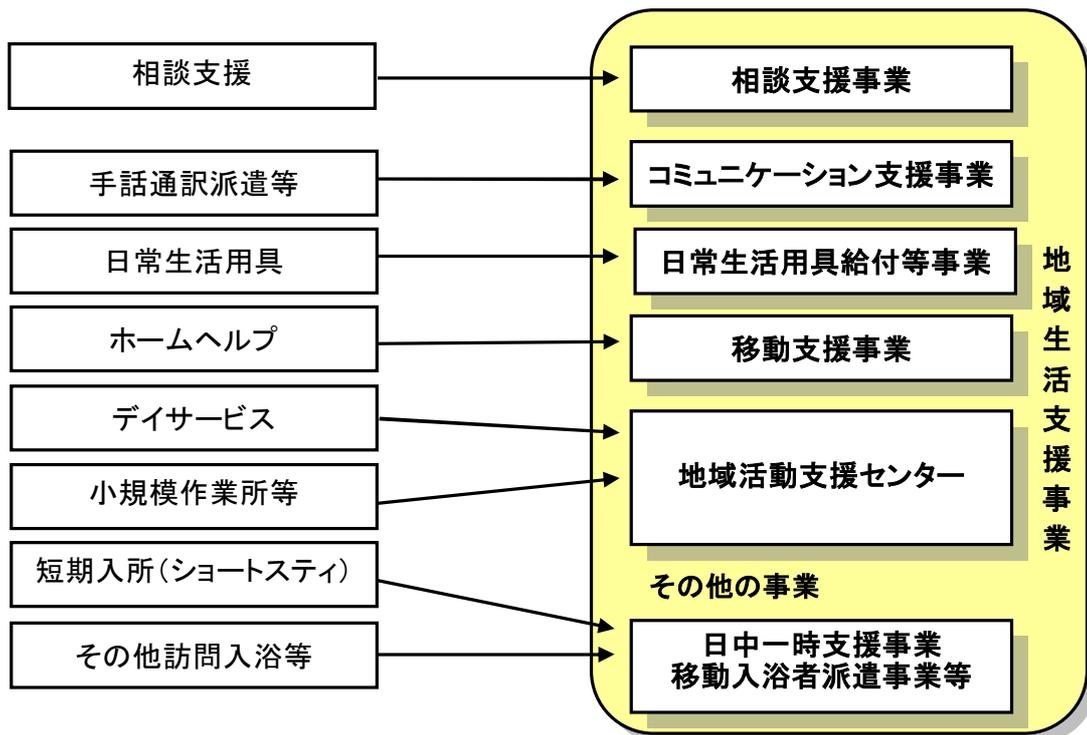
サービスの区分

区分	障害福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護 (ホームヘルプ) ● 重度訪問介護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援 	/	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援 ● 日常生活用具の給付等 ● コミュニケーション支援 ● 移動支援 ● 地域活動支援センター ● その他必要な事業
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護 ● 療養介護 ● 児童デイサービス ● 短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練 (機能訓練) ● 自立訓練 (生活訓練) ● 就労移行支援 ● 就労継続支援 (A型) ● 就労継続支援 (B型) 	
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活介護 (ケアホーム) ● 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活援助 (グループホーム) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療 ● 補装具 		

サービスの再編図



サービスの再編図（つづき）



障害程度区分と利用できる介護給付サービス

※網掛け部分が対象者

サービス名		障害程度区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)							
	行動援護〈注1〉							
	重度訪問介護〈注2〉							
	重度障害者等包括支援〈注3〉							
日中系	短期入所(ショートステイ)							
	生活介護			■				
	療養介護						▲	●
居住系	施設入所支援				■			
	共同生活介護(ケアホーム)							

- <注1>：障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が10点以上の人
- <注2>：二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便がいずれもできる以外の人
- <注3>：重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要な人、最重度知的障害がある人、または障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が15点以上の人
- <■>：50歳以上の人は利用可
- <▲>：筋ジストロフィー患者または重症心身障害の人
- <●>：気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人

第3節 サービスの利用状況

1. 支援費サービスの利用状況

支援費制度が始まった平成15年度以降の各障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりです。

(1) 居宅生活支援（居宅サービス）

① 居宅介護（ホームヘルプ）

	平成15年10月		平成16年10月		平成17年10月	
	支給決定者数	支給決定時間	支給決定者数	支給決定時間	支給決定者数	支給決定時間
身体障害者	97	1,517.5	91	1641.5	103	1995.5
知的障害者	2	7	4	43	6	60.5
児童	6	88	6	103	15	186
精神障害者	4	22	8	115	18	167.5

② デイサービス

	平成15年10月		平成16年10月		平成17年10月	
	支給決定者数	支給決定日数	支給決定者数	支給決定日数	支給決定者数	支給決定日数
身体障害者	80	1,148	77	1,307	81	1,379
知的障害者	0	0	4	30	4	30
児童	209	1,650	239	1,919	255	1,812

③ 短期入所（ショートステイ）

	平成15年10月		平成16年10月		平成17年10月	
	支給決定者数	支給決定日数	支給決定者数	支給決定日数	支給決定者数	支給決定日数
身体障害者	4	18	8	40	9	43
知的障害者	64	360	78	573	64	460
児童	37	246	64	446	73	555
精神障害者	0	0	0	0	1	5

④ グループホーム

単位：人（支給決定者数）

	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
知的障害者	37	48	58
精神障害者	6	7	7

(2) 施設訓練等支援（施設サービス）

① 重症心身障害児施設

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
児 童	40	40	40

② 療護施設

(入所)

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身 体 障 害 者	67	64	64

(通所)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身 体 障 害 者	0	0	0

③ 更生施設

(入所) ※国立含む

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身 体 障 害 者	15	15	21
知 的 障 害 者	188	191	195

(通所)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身 体 障 害 者	0	0	0
知 的 障 害 者	10	18	24

④ 授産施設（小規模含む）

(入所)

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身 体 障 害 者	17	17	17
知 的 障 害 者	34	33	30

(通所)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身 体 障 害 者	0	0	0
知 的 障 害 者	115	121	129
精 神 障 害 者	79	97	123

⑤ 通勤寮

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
知 的 障 害 者	17	13	11

⑥ 福祉ホーム

単位：人（利用者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	0	0	1
知的障害者	0	0	0
精神障害者	20	20	20

⑦ 生活訓練施設

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
精神障害者	17	17	16

⑧ 作業所

単位：人（実利用者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	0	0	0
知的障害者	65	69	68
精神障害者	40	58	60

⑨ 共同住居

単位：人（実利用者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
精神障害者	11	10	11

2. その他のサービスの利用状況

その他のサービスのうち、地域生活支援事業に移行するサービスの利用状況は以下のとおりです。

サービスごとの利用状況

地域生活支援事業の区分	事業名	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度
相談支援事業	成年後見制度利用支援事業	箇所	0	0	0
		人	0	0	0
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業	延人数	255	327	303
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	22	27	17
	自立生活支援用具	件	116	94	100
	在宅療養等支援用具	件	24	21	33
	情報・意思疎通支援用具	件	52	34	31
	排泄管理支援用具	件	2,224	2,280	1,143
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	5	10
移動支援事業		箇所	5	5	10
		人	25	24	35
		時間	252	242.5	349.5
地域活動支援センター事業		箇所	5	6	6
更生訓練費支給事業		箇所	6	6	7
		人	16	18	15
移動入浴車派遣事業		回	839	772	819
自動車運転免許取得費補助		人	0	1	3
自動車改造費補助		人	7	6	5

第2章 計画の基本的な考え方

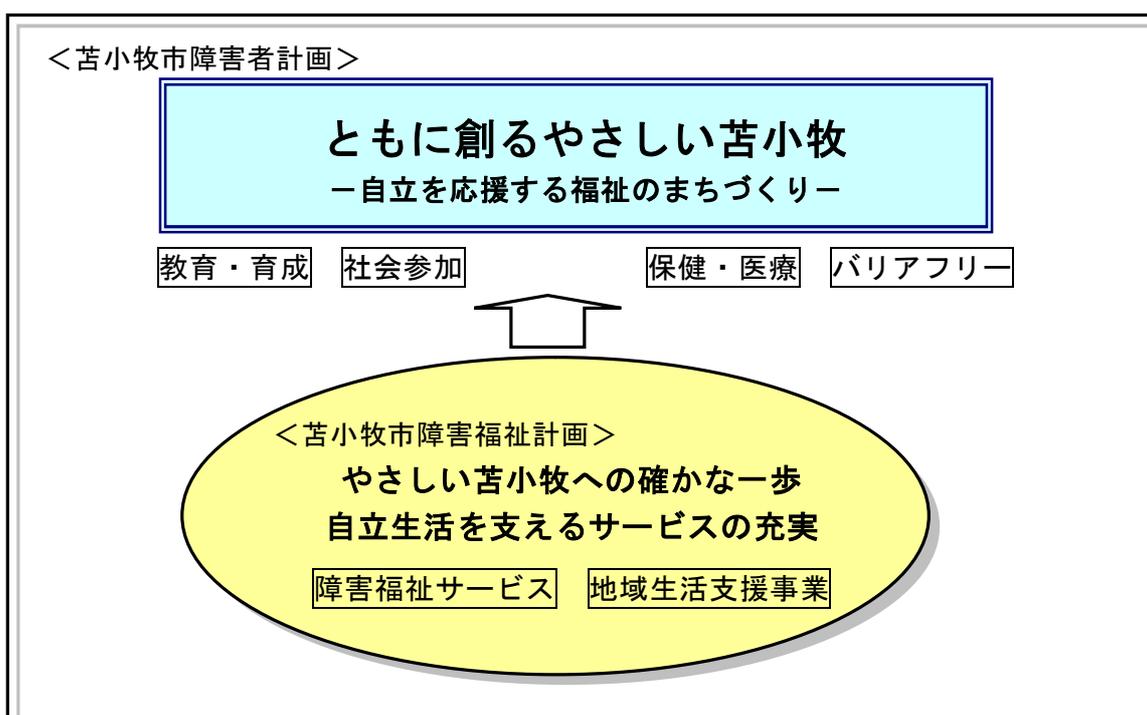
第1節 基本理念

やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実

本市は平成19年度から、「ともに創るやさしい苦小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を基本理念として掲げた「苦小牧市障害者計画」に基づいて、人も街もやさしいまち、障害があっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取り組みを、市民一人ひとり・地域団体・事業者などの参画により進めていきます。

地域での自立した生活に必要なとされる良質で多様なサービスを提供することは、人も街もやさしいまち、障害があっても安心して自立した暮らしができる“やさしい苦小牧”実現に向けての確かな一歩になります。

本計画の基本理念を「やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実」とし、市民・事業者等と連携しながら、計画的に良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。



第2節 基本方針

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害者が自ら選んだ場所で必要な福祉サービスを受けながら自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

(2) 三障害の制度の一元化への対応

これまで、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化に伴い、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実を図ります。

(3) サービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えます。事業者の新体系への移行の促進や、NPO等の活動の支援などによる良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

第3節 平成23年度の数値目標

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるために、新しいサービス体系への移行を終了する平成23年度の数値目標*を以下のように設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	考え方
現在の入所者数 (A)	342 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
平成 23 年度末の入所者数 (B)	294 人	平成 23 年度の利用人員見込
入所者削減見込目標値 (C)	48 人	差引削減見込数 (A - B)
削減率	14.0%	(C / A)
地域生活移行目標値 (D)	68 人	(C) を含めて、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行を目指す者
地域生活移行率	19.9%	(D / A)

(2) 社会的入院中の精神障害者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	39 人	平成 17 年度患者調査の退院可能精神障害者数
目標減少数	39 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	8 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	22 人 (2.8 倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

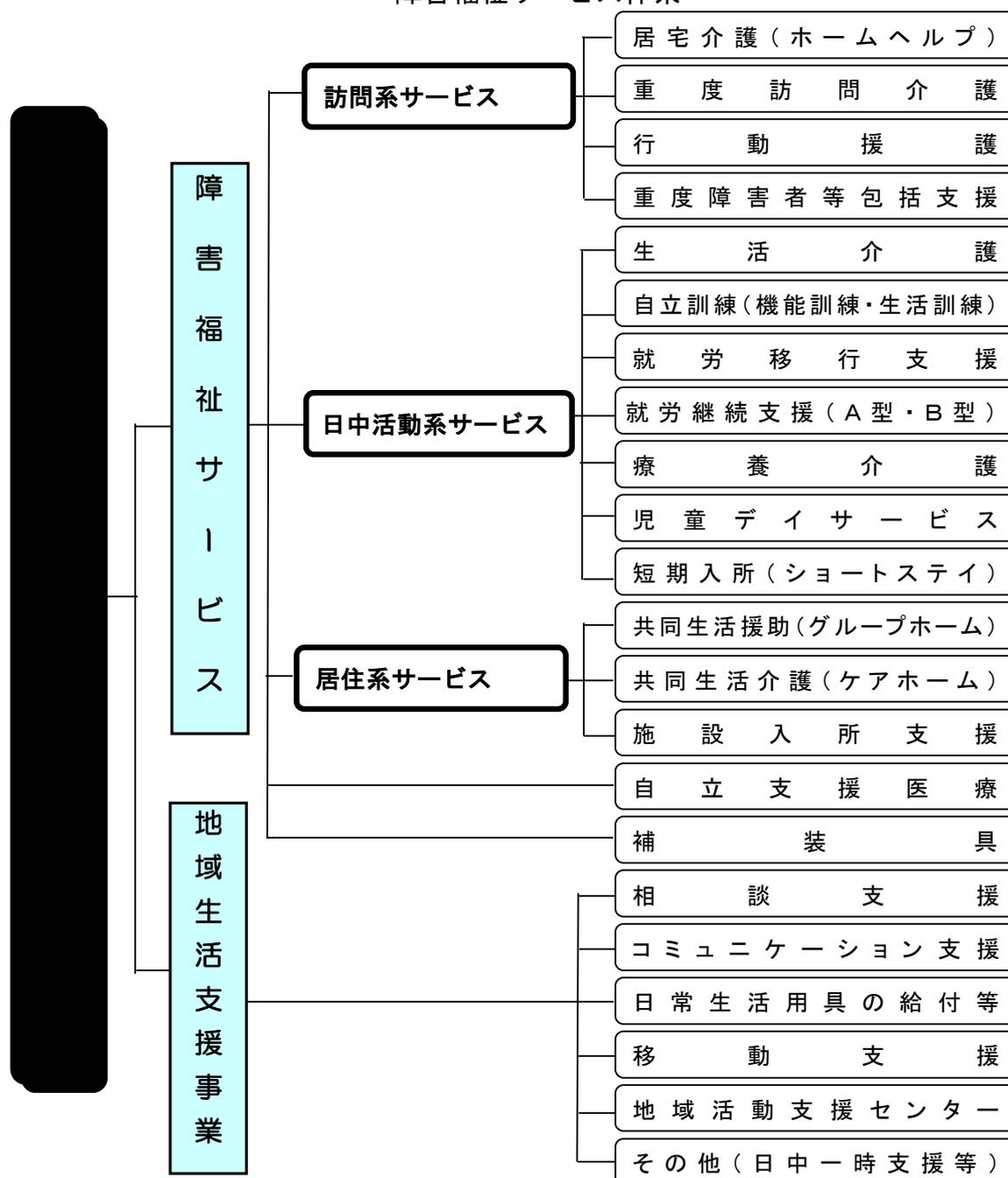
* 各目標値は本市個別ケースの具体的な検討による設定値ではなく、北海道の調査などの推計を基に設定した値です。

第3章 障害福祉サービス必要量の見込み

第1節 障害福祉サービス体系

「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つの柱で、障害者への総合的な支援を実施します。「障害福祉サービス」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などのサービスです。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みです。「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスです。

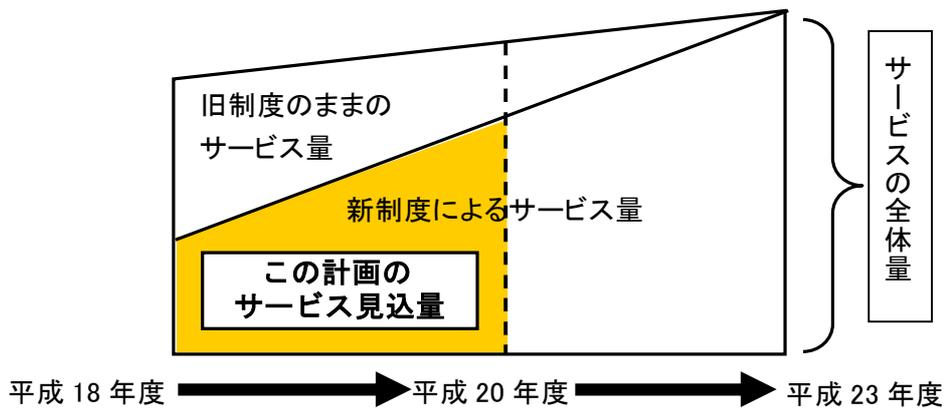
障害福祉サービス体系



【この計画におけるサービス見込量についての注意点】

- ① この計画で掲げたサービス見込量は、計画策定時点で把握できた本市の各種データに基づき国のワークシート等を利用して算出したものです。今後の不確定な要素（事業所の新体系への移行等）があることから、あくまでも見込みであり、将来のサービス提供量の確定値ではありません。
- ② この計画におけるサービス見込量は、**新制度によるサービス量のみ**を掲載しています。**サービスの全体量ではありません**（下記の概念図参照）。

この計画のサービス見込量の概念図



第2節 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

1. サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で介護が必要な人に対し、入浴や排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人を対象に、自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	介護給付	知的障害や精神障害により行動上の障害がある人を対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人を対象に、居宅介護(ホームヘルプ)などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

2. サービスの見込量(月平均値)

単位：時間分

サービス名	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護(ホームヘルプ)	1,313	1,468	1,660	2,225
重度訪問介護	204	219	235	288
行動援護	0	60	75	120
重度障害者等包括支援	0	136	146	176

※見込量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

3. サービス見込量の確保策

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要になりますので、新たなサービス体系に基づく提供体制の充実に努めていきます。

重度障害者等包括支援など新たに加わるサービスについては、新規参入者の促進に努めるとともに、利用者に対して必要な情報を提供します。

第3節 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

1. サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
生活介護	介護給付	常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障害者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
就労移行支援	訓練等給付	一般就労等を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (A型)	訓練等給付	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	訓練等給付	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
療養介護	介護給付	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
児童デイサービス	介護給付	障害児を対象に、施設に通い日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2. サービスの見込量（月平均値）

単位：人日分

サービス名	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	440	1,848	3,256	7,436
自立訓練(機能訓練)	0	44	88	242
自立訓練(生活訓練)	0	220	440	1,056
就労移行支援	0	352	704	1,892
就労継続支援(A型)	0	176	352	902
就労継続支援(B型)	1,540	2,992	3,916	6,490
療養介護	0人	1人	1人	1人
児童デイサービス	608	651	697	854
短期入所(ショートステイ)	145	155	166	203

※見込量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

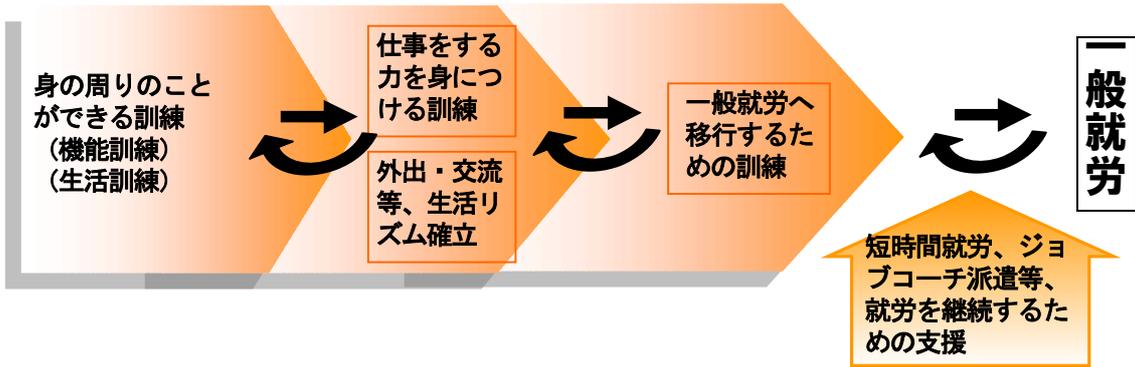
3. サービス見込量の確保策

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となっています。

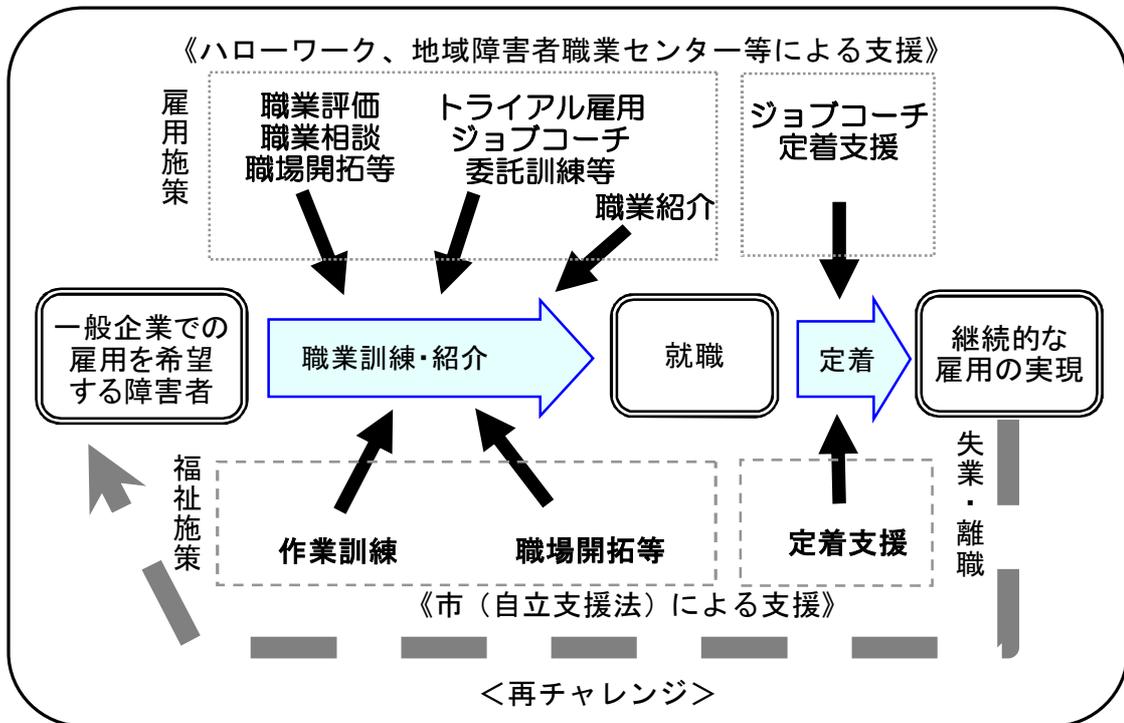
サービス提供体制については、事業者が利用者の意向などを踏まえながら新体系へ移行することになることから、サービス需要の動向を把握するとともに、事業者に対し適切な情報提供を行うことにより、新たなサービスへの参入を促進します。

特に、就労移行支援、就労継続支援に関しては、障害者の就労を積極的に進める観点からも早期の体制整備が必要であり、事業者の積極的な参入を図るための環境づくりや福祉・労働・教育などの関係機関との連携強化に努めます。

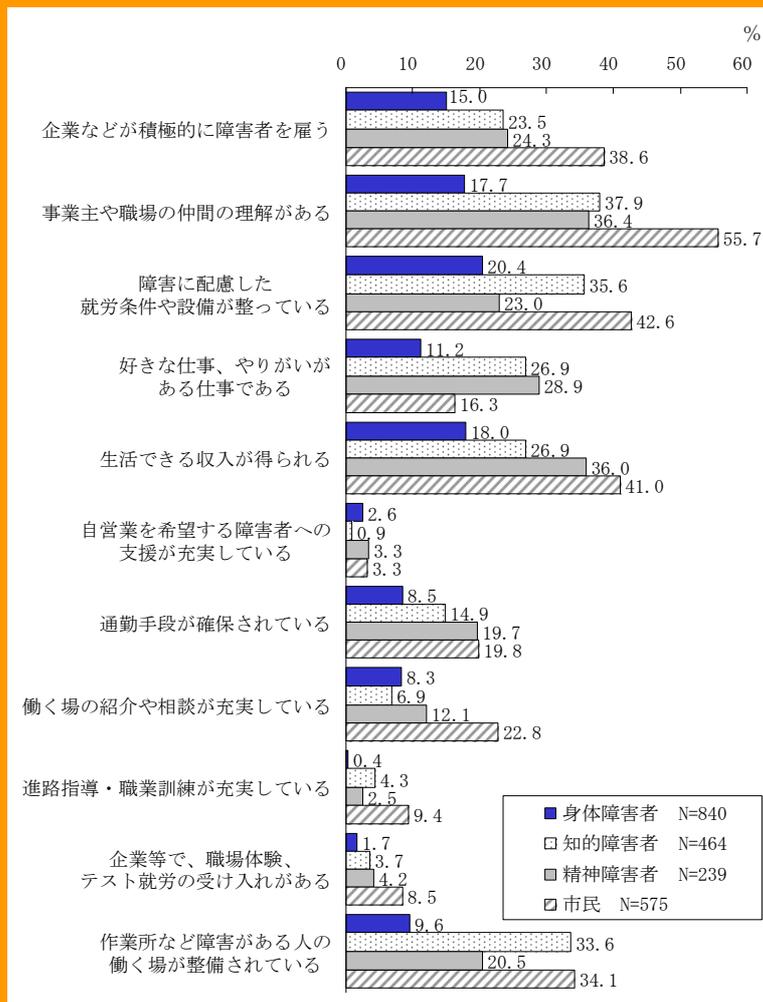
一般就労に向けた過程のイメージ



就労支援における雇用施策と福祉施策の連携



障害者が働くために必要な条件（障害者）



「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」から

※「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」（平成18年7月実施）本市に居住する障害者（児童以外の障害手帳所持者）、障害児（児童の障害手帳所持者）、20歳以上の市民を対象に3種類の調査票で実施した。有効回答数は、障害者1,537（有効回答率58.4%）、障害児153（有効回答率54.1%）、市民575（有効回答率38.3%）である。

第4節 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

1. サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	知的・精神障害者で、地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護給付	知的・精神障害者で、地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

2. サービスの見込量（月平均値）

単位：人分

サービス名	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助(グループホーム)	80	97	114	164
共同生活介護(ケアホーム)				
施設入所支援	7	64	122	294

※見込量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

3. サービス見込量の確保策

居住系サービスについては、地域生活への移行を円滑に進めるため、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の計画的な整備が必要となります。

特に、退院可能な精神障害者が地域で安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めていきます。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の入居の促進を図るため、居住サポート事業を推進していきます。

さらに、障害のある人の地域への移行を推進していくために、障害に対する知識の普及啓発や交流等を通じて、障害のある人に対する正しい理解の促進に努めていきます。

【参考】新旧体系の障害福祉サービス別見込量

	サービス種別	18年度	19年度	20年度	23年度	
訪問系	居宅介護 (時間)	1,313	1,468	1,660	2,225	新体系
	重度訪問介護 (時間)	204	219	235	288	
	行動援護 (時間)	0	60	75	120	
	重度障害者等包括支援 (時間)	0	136	146	176	
	訪問系サービス合計 (時間)	1,517	1,883	2,116	2,809	
日中活動系	生活介護 (人)	20	84	148	338	新体系
	自立訓練(機能訓練) (人)	0	2	4	11	
	自立訓練(生活訓練) (人)	0	10	20	48	
	就労移行支援 (人)	0	16	32	86	
	就労継続支援(A型) (人)	0	8	16	41	
	就労継続支援(B型) (人)	70	136	178	295	
	地域活動支援センター (人)	139	117	103	113	
	(新体系合計) (人)	229	373	501	932	
	児童デイサービス (人)	289	309	331	405	旧体系
	短期入所 (人)	163	174	186	228	
	3障害法定サービス (旧体系) (人)	555	432	331	0	
	日中活動系合計 (人)	1,236	1,288	1,349	1,565	
居住系	施設入所支援 (人)	7	64	122	294	旧体系
	(旧体系・施設利用) (人)	335	268	201	0	
	グループホーム・ケアホーム (人)	80	97	114	164	
	居住系合計 (人)	422	429	436	458	

※単位は年間を通じての月平均値である。

第5節 地域生活支援事業

障害のある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

1. サービスの種類・内容

(1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援における市と道の役割分担

《 市 》	《 道 》
<p>一般的な相談支援 (3障害に対応)</p> <ul style="list-style-type: none">①障害者相談支援事業②市町村相談支援機能強化事業③住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)④成年後見制度利用支援事業	<p>専門性の高い支援</p> <ul style="list-style-type: none">・発達障害者支援センター運営事業・障害者就業・生活支援センター事業・高次脳機能障害支援普及事業・障害児等療育支援事業 <p>広域的な支援</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県相談支援体制整備事業・精神障害者退院促進支援事業

① 障害者相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

また、実施にあたっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化などを推進します。

② 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

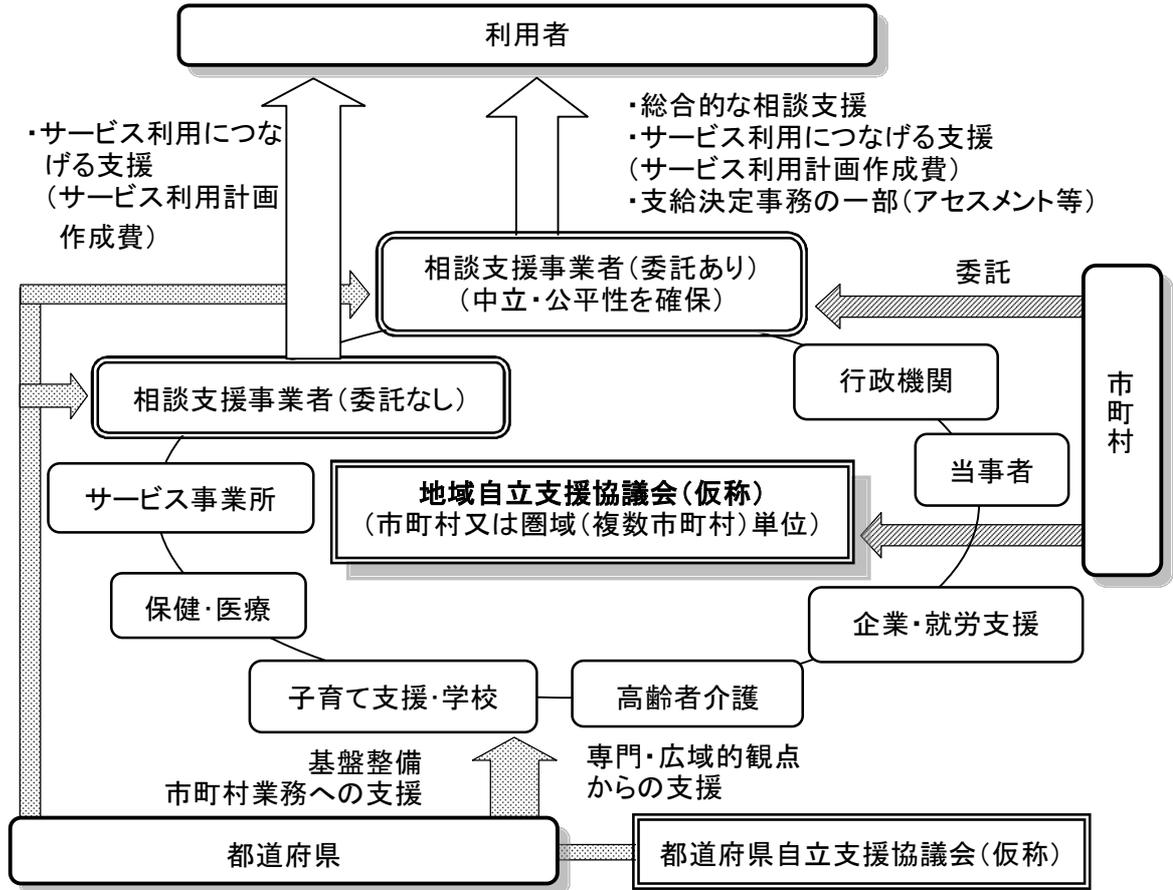
③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者または精神障害者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

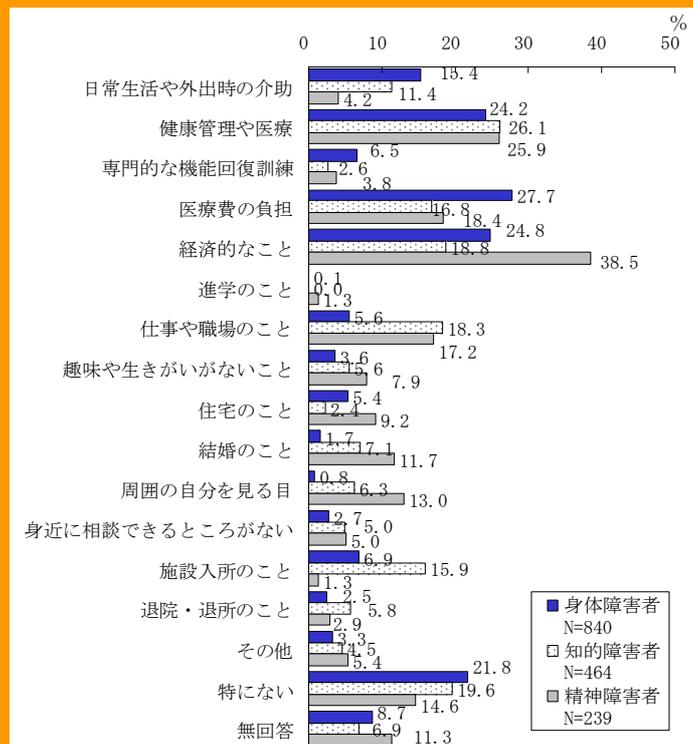
④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用の支援を行います。

地域における相談支援体制（事業者に委託して行う場合）



現在、困っていること、不安に思っていること
（主なもの2つまでに○）（障害者）



「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」から

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

(3) 日常生活用具給付事業

重度の障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなど、日常生活の支援を行います。

種目	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

(4) 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行います。

(5) 地域活動支援センター事業

基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また機能強化事業として、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。

(6) その他の事業

事業名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場の確保と障害者等の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守り等の支援が必要と市が認めた障害者等に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設、学校の空き教室等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
移動入浴車派遣事業	重度の身体障害のある人で、かつ寝たきりの方で、家族の手による入浴が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所している障害のある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費・改造費補助	障害者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人について、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体に障害のある人で、日常生活等を地域の中で自主的に営むことに支障がある重度の身体障害者に対し、ケアグループによる介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援します。
重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)	在宅の障害のある人に対し、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行います。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。
生活支援事業	障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。
生活サポート事業	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事等に対する必要な支援を行うことにより、障害のある人の地域での自立した生活の促進を図ります。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。

2. サービスの見込量（月平均値）

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
(1) 相談支援事業		20		22		24		30
① 障害者相談支援事業								
ア 相談支援事業	2		2		2		2	
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1	
② 市町村相談支援機能強化事業	0		0		1		1	
③ 住宅入居等支援事業	0		0		1		1	
④ 成年後見制度利用支援事業	1		1		1		1	
(2) コミュニケーション支援事業		26		28		30		36
(3) 日常生活用具給付等事業								
① 介護・訓練支援用具		15		30		30		40
② 自立生活支援用具		21		42		42		55
③ 在宅療養等支援用具		9		18		18		25
④ 情報・意思疎通支援用具		32		64		64		83
⑤ 排泄管理支援用具		1,050		2,663		2,663		3,400
⑥ 居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		3		6		6		9
(4) 移動支援事業 ※「利用見込者数」欄の上段には「利用見込者数」、下段には「延べ利用見込時間数」を記載。	13	65 1,549	13	65 3,098	13	65 3,098	13	85 3,400
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	6	114	5	98	5	98	5	98
② 機能強化事業	4		3		3		3	
(6) その他の事業								
日中一時支援事業		151		151		151		196
移動入浴車派遣事業		730		740		750		780
更生訓練費給付事業		14		15		16		19
自動車運転免許取得費・改造費補助		10		10		10		15

※見込量は平成17～18年の実績等から推計。

3. サービス見込量の確保策

地域生活支援事業は、障害福祉サービスと2本の柱として障害者の自立と社会参加を総合的に支える事業であり、市においては、地域で生活する障害のある人のニーズを的確にとらえ、必要なサービスを提供できるよう各種事業を実施します。

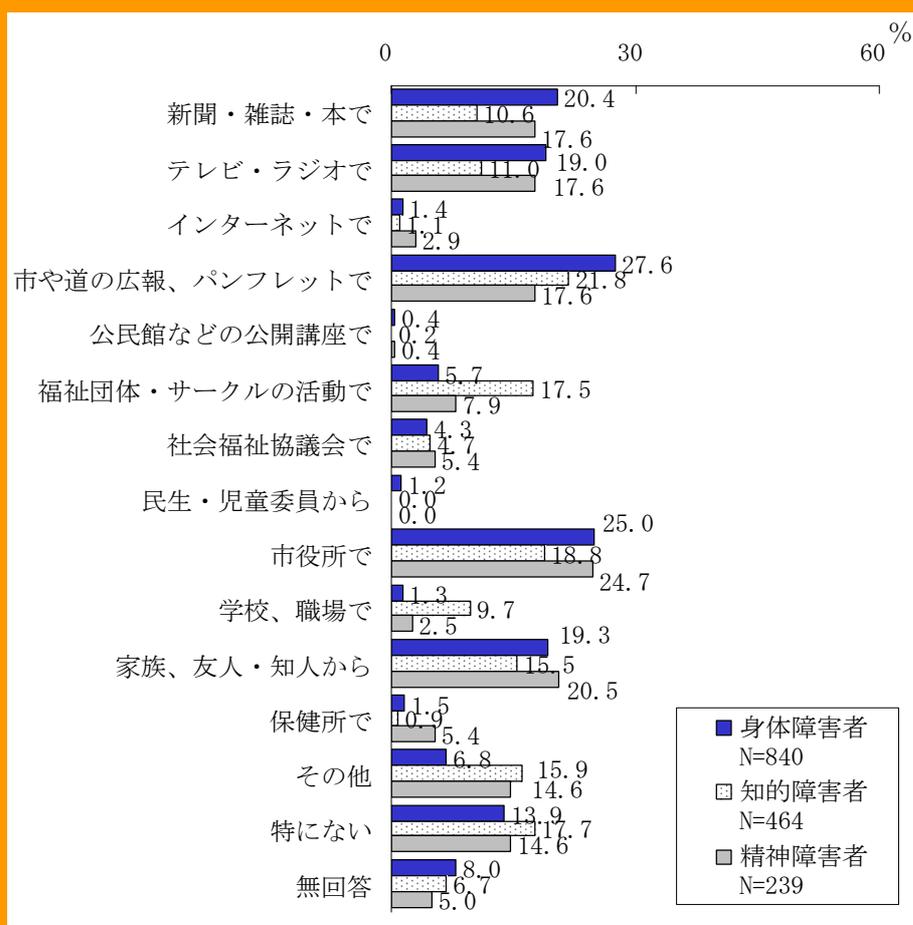
また、障害者相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設置し、困難事例への対応や中立・公平な相談支援事業の実施、関係機関との連携強化などのほか、専門的職員の配置など相談支援機能の強化をめざします。

第4章 計画の推進

1. 制度の普及

『広報とまこまい』などを活用し、新しい制度の利用方法などについて、広く周知します。

福祉サービスの情報源（主なもの2つまでに○）（障害者）



「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」から

2. 計画の評価と見直し

計画を着実に進めていくため、年度ごとにサービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、平成20年度末までに本計画の見直しを行い、第2期障害福祉計画（平成21～23年度）を策定します。

3. 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・道の関係行政機関との連携を強化するとともに、地域自立支援協議会を設置し、保健・医療・福祉部門の関係団体や企業・公共職業安定所などの雇用関連機関、サービス提供事業者などと連携しながら計画の推進を図ります。

苫小牧市障害福祉計画



平成 19 年 3 月

発行：苫小牧市保健福祉部社会福祉課
〒 053-8722 苫小牧市旭町 4-5-6
TEL 0144-32-6111（代表）
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>